

浄化槽を 使用する皆様へ

1. 平成18年2月1日以降浄化槽法が改正され、浄化槽の維持管理の規制が強化されましたので、法定検査を受検して下さい。

浄化槽法とは 尿や生活排水を処理する浄化槽の製造から設置・使用・維持管理・廃止等について定めた法律であり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的としています。

法改正の概要

1. 浄化槽の維持管理等に対する都道府県の監督規定の強化
法定検査を受検しない者に対する指導・助言、勧告、命令といった指導監督に関する規定及びそれに伴う罰則を設けられました。
(浄化槽法第7条の2、第12条の2、第66条の2)
2. 浄化槽の使用廃止の届出の義務化
浄化槽の使用を廃止したときは、その日から30日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこととする。
(浄化槽法第11条の2)

2. 浄化槽の維持管理について

浄化槽法に基づく維持管理として、『**浄化槽管理者**（浄化槽を使用している方）』は法令により次の維持管理を定期的実施することが義務付けられています。

登録・許可の受けた維持管理業者、又は指定検査機関へ委託して下さい。

項目	内容	回数	依頼先
保守点検 (法第10条)	使用状況の確認、各装置の点検・調整、水質の測定、消毒薬の点検・補給・交換など 保守点検料：年間約15,000円	3～4回/年以上 (浄化槽の人槽・処理方式に応じて回数が定められています。)	秋田県知事の登録を受けた保守点検業者
清掃 (法第10条)	浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取り、清掃をします。 引抜・清掃料：約2~30,000円	1回/年以上 (浄化槽の人槽・処理方式に応じて回数が定められています。)	横手市の許可を受けた清掃業者
法定検査 (法第7条第1項及び法第11条第1項)	浄化槽の使用状況・水質検査及び維持管理が適正に行われているか検査する。 水質検査：8,000円（一般家庭） 定期検査：5,000円（一般家庭）	水質検査：使い始めてから3～8ヶ月以内に1回。 定期検査：1回/年受ける。	財団法人秋田県総合保健事業団（指定検査機関）

※ 保守点検、引抜・清掃料は、維持管理業者及び浄化槽の種類によって違います。

※ 保守点検・清掃・法定検査などの「記録票」は、3年保存が義務付けられています。

3. よくある質問

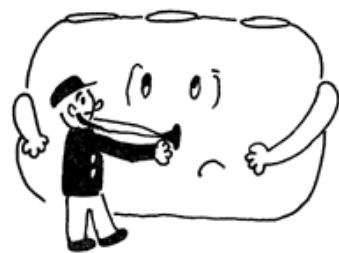
○日ごろから気をつけること

- ・台所洗剤等の使用は酸性・アルカリ性に偏ったものは使用せず、中性洗剤を使用して下さい。
- ・台所では、野菜くずや残飯を流さないで下さい。
- ・トイレではトイレトーパー以外を流さないで下さい。
- ・浄化槽から悪臭がするのは、油など微生物が処理しにくいものを多く流しているからなので、排水口に流さずに新聞紙などで吸い取るようにして下さい。



○浄化槽について

- ・浄化槽とは、微生物の働きを利用して生活排水をきれいにする装置です。微生物が活動しやすい環境を保つよう維持管理することが大切です。
- ・ブロワー（送風機）がうるさいのは、ベルト及びベアリングの劣化によるものですので、保守点検業者に確認して下さい。
- ・浄化槽の上及びブロワー付近に物を置かず、蓋はいつも閉めて下さい。
- ・浄化槽のブロワーは槽内に空気を送り込み、微生物の働きを助ける役割をしています。長期不在の時も電源を切らないで下さい。



○維持管理について

浄化槽は微生物の働きを利用して汚水を処理します。微生物の働きなどを定期的に保守点検しないと浄化槽の機能が低下し、悪臭の原因となります。

十分な管理が行われていないと環境汚染につながりますので、点検業者による保守点検及び清掃に加え、法定検査を受けることが義務づけられております。

4. その他の手続き

浄化槽管理者は下記の場合には、法令により横手保健所に届出を行うことが義務づけられております。

	内 容
設置する場合	浄化槽を設置又は構造変更する前に届出が必要です。 (法第5条)
使用を始めた場合	浄化槽の使用した日から30日以内に届出を行って下さい。 (法第10条の2)
浄化槽管理者が変更になった場合	浄化槽管理者が新たな方になったら、変更した日から30日以内に届出を行って下さい。(法第10条の2第3項)
浄化槽を廃止した場合	下水道等への接続や、家の取り壊しに伴い浄化槽を廃止する時は、廃止した日から30日以内に届出を行って下さい。 (法第11条の2)
浄化槽の使用を一時休止した場合	概ね1年以上浄化槽を使用しない時は、横手保健所、秋田県総合保健事業団及び浄化槽保守点検業者に連絡を行って下さい。

問い合わせ先

浄化槽のことで、何かありましたら下記までお問い合わせ下さい。

- 横手市上下水道部下水道課 T e l 0 1 8 2 - 3 5 - 2 2 5 3
- 浄化槽に関する届出について
- 横手保健所 T e l 0 1 8 2 - 3 2 - 4 0 0 5
- 法定検査について
- 財団法人秋田県総合保健事業団 T e l 0 1 8 - 8 4 5 - 9 2 9 3